

平成28年度
(第1回)

野田市公共下水道運営審議会

会 議 資 料

日 時 平成28年12月16日(金)
午前10時00分から
場 所 野田市役所 8階
大会議室

野田市公共下水道運営審議会次第

日時 平成28年12月16日(金)
午前10時00分から
場所 野田市役所 8階
大会議室

1 開会

2 市長挨拶

3 委員紹介

4 職員紹介

5 議長選出

6 議題

- (1) 議案第1号 会長の選出について
- (2) 議案第2号 副会長の選出について

7 会議録等のホームページへの掲載について

8 報告事項

- 報告第1号 野田市公共下水道事業の概要について
- 報告第2号 野田市公共下水道事業の財政収支状況について
- 報告第3号 野田市公共下水道事業地方公営企業法適用について

9 その他

野田市公共下水道事業の進捗について

10 閉会

議案第1号

会長の選出について

野田市公共下水道運営審議会条例第4条第2項の規定に基づき、会長を互選するものである。

平成28年12月16日提出

野田市長 鈴木 有

議案第2号

副会長の選出について

野田市公共下水道運営審議会条例第4条第2項の規定に基づき、副会長を互選するものである。

平成28年12月16日提出

野田市公共下水道運営審議会
会 長

野田市公共下水道事業の概要について

○公共下水道（汚水）整備計画の概要

下水道計画は、河川等の公共用水域の水質汚濁が社会問題となった昭和42年に公害対策基本法（現：環境基本法 平成5年制定）が制定され、その中で公共下水道は、水質汚濁を防止する基本的施策として位置付けられ、政府はその整備推進するための措置を講じなければならないと規定されました。

その後、昭和45年に下水道法の一部が改正され、水質の環境基準が定められた公共用水域のうち、その水質汚濁が2以上の市町村から排出される汚水によるもので、広域的な観点から下水道の整備によって、水質環境基準を満たす必要があると認められるものについて、都道府県は流域別下水道整備総合計画を定めなければならない旨の規定が追加されました。これにより、江戸川左岸流域下水道整備総合計画が千葉県により策定され、江戸川左岸に沿った野田市から市川市までの8市にわたる汚水を広域的に集めて処理することになりました。野田市の下水道計画は、この江戸川左岸流域関連公共下水道の関連市として、全体計画を策定し、昭和48年に下水道整備事業に着手し現在も整備を推進しております。

野田市の公共下水道計画（汚水）は、平成15年6月に関宿町との合併により、全体計画面積4,184ha、汚水計画人口132千人、目標年次を平成36年度とし、野田地域では、福田地区及び川間地区の一部の区域を除き、主に国道16号線と江戸川で挟まれた区域を計画の範囲としています。関宿地域では、現在の市街化区域と市街化調整区域に点在する住宅密集地区が全体計画区域となっています。

また、下水道の整備を行うための事業認可面積は、現在2,164haを取得し汚水整備を進めており、平成28年4月1日現在で供用開始をした面積は1,709.33ha、下水道普及率は64.70%となっております。

なお、現在までに認可拡大した地域においては、平成25年度の審議会において受益者負担金負担区設定を終了しております。

計画概要

ア) 汚水計画

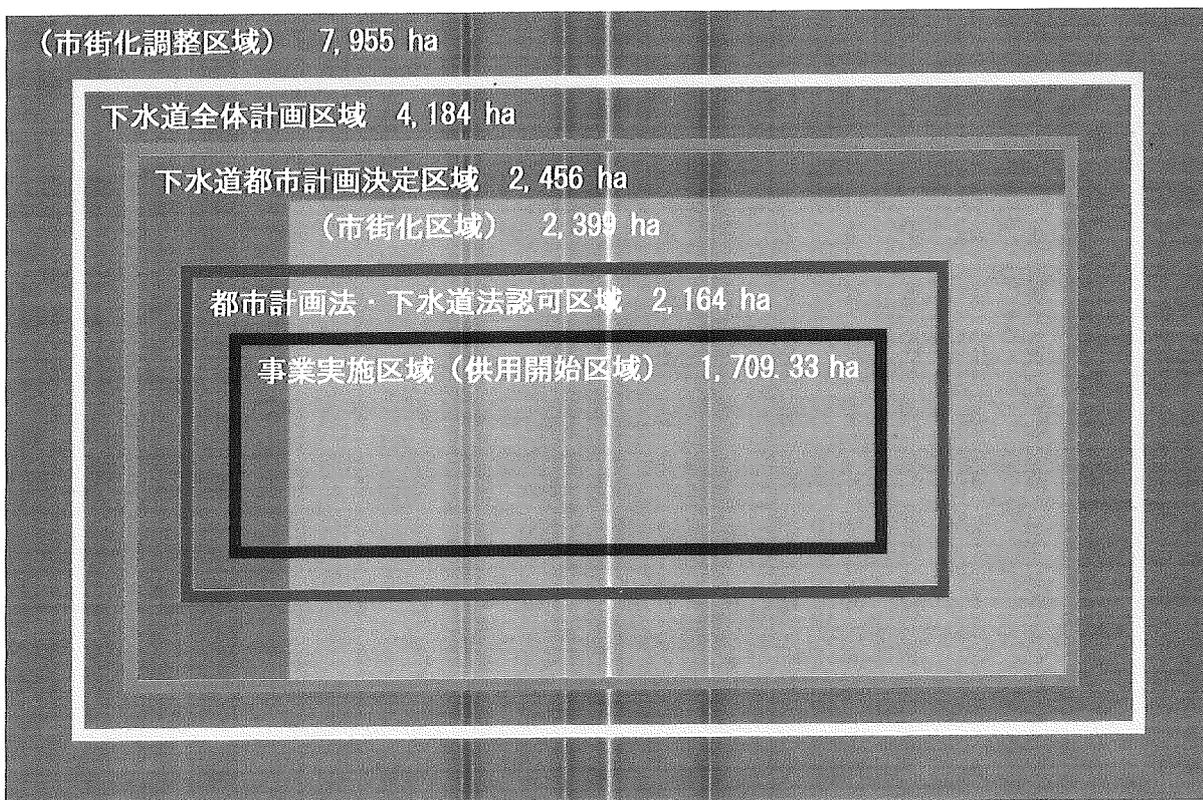
野田市	全体計画	事業認可 (最終H25.3.29)
面積	4,184 ha	2,164 ha
人口	132,100人	103,360人
目標年次	平成36年度	平成30年度

イ) 雨水計画

野田市	全体計画	事業認可 (最終H27.3.23)
面積	4,184 ha	531 ha
人口	—	—
目標年次	平成36年度	平成30年度

(参考) 図1 公共下水道(汚水)の計画区域

野田市全域 10,354 ha



下水道整備経過表（各年度末）

年 度	行政人口 (人)	整備面積 (ha)		処理区域人口 (人)	普及率 (%)	備 考
		単年	累計			
昭 和 63 年 度	110,910	101.42	101.42	5,710	5.15	中野台鹿島町、上花輪新町の一部
平 成 元 年 度	113,061	87.47	188.89	10,200	9.02	野田、中野台、上花輪
平 成 2 年 度	114,577	37.24	226.13	11,266	9.83	野田、上花輪新町
平 成 3 年 度	115,825	27.24	253.37	13,889	11.99	集中浄化（三生桜台）
平 成 4 年 度	116,956	33.04	286.41	16,751	14.32	集中浄化（日の出町）
平 成 5 年 度	117,936	45.78	332.19	18,699	15.86	区画整理（尾崎台）
平 成 6 年 度	118,771	57.40	389.59	21,134	17.79	区画整理（花井一丁目）
平 成 7 年 度	119,803	58.64	448.23	24,452	20.41	集中浄化（すみらんど・西大和田）
平 成 8 年 度	120,379	195.12	643.35	37,464	31.12	区画整理ほか（川間駅南地区、川間台）
平 成 9 年 度	120,744	46.69	690.04	41,666	34.51	区画整理（山崎梅の台）
平 成 1 0 年 度	120,930	18.72	708.76	43,062	35.61	岩名六区
平 成 1 1 年 度	121,262	23.22	731.98	45,122	37.21	区画整理（堤根第一）
平 成 1 2 年 度	121,591	30.12	762.10	47,911	39.40	山崎貝塚町
平 成 1 3 年 度	121,876	55.47	817.57	52,726	43.26	清水幹線接続
平 成 1 4 年 度	121,698	35.22	852.79	54,827	45.05	区画整理（梅郷駅西、みずきの各一部）
関 宿 町 合 併	153,353	261.13	1113.92	64,134	41.82	平成15年6月6日合併
平 成 1 5 年 度	152,952	47.02	1160.94	69,635	45.53	区画整理（七光台駅西、清水東）
平 成 1 6 年 度	153,375	97.12	1258.06	74,311	48.45	区画整理（座生、七光台駅西、清水東、堤台、東新田）
平 成 1 7 年 度	153,905	47.70	1305.76	77,515	50.37	尾崎、七光台、清水、山崎、山崎貝塚町
平 成 1 8 年 度	154,630	67.03	1372.79	81,025	52.40	区画整理（船形、花井東）
平 成 1 9 年 度	156,083	64.59	1437.38	84,059	53.86	平井、岡田、木間ヶ瀬
平 成 2 0 年 度	156,876	28.85	1466.23	86,615	55.21	尾崎、七光台、野田、柳沢 山崎、
平 成 2 1 年 度	157,183	31.87	1489.10	88,786	56.49	尾崎、七光台、山崎、親野井、次木
平 成 2 2 年 度	157,033	16.21	1505.31	90,621	57.71	尾崎、七光台、清水、鶴奉、野田、柳沢 山崎、
平 成 2 3 年 度	157,363	128.77	1634.08	98,096	62.34	山崎、西三ヶ尾、瀬戸、大殿井、三ツ堀、岡田
平 成 2 4 年 度	156,725	10.44	1644.52	99,255	63.33	尾崎、柳沢新田、宮崎、鶴奉、中野台、七光台、清水、野田、花井、上花輪、堤根、西三ヶ尾、上三ヶ尾、二ツ塚、瀬戸、三ツ堀、山崎、岡田、木間ヶ瀬
平 成 2 5 年 度	156,124	33.31	1677.83	99,689	63.85	尾崎、七光台、清水、野田、柳沢 山崎、木間ヶ瀬
平 成 2 6 年 度	155,610	21.61	1699.44	100,080	64.31	尾崎、七光台、清水、野田、柳沢、山崎、木間ヶ瀬
平 成 2 7 年 度	155,134	9.89	1709.33	100,384	64.70	中里、尾崎、七光台、清水、野田、山崎

（それぞれの数字は、年度末翌日の4月1日供用開始分も含め表示しております。）

千葉県の下水道普及率

普及率ランキング

(平成28年3月31日現在)

No.	市町村名	%	No.	市町村名	%
1	浦安市	99.7	21	市原市	61.9
2	千葉市	97.3	22	君津市	55.7
3	習志野市	94.5	23	富里市	55.5
3	酒々井町	93.1	24	木更津市	51.7
5	佐倉市	92.3	25	大網白里市	48.5
6	八千代市	91.9	26	銚子市	47.1
7	柏市	89.6	27	東金市	41.3
8	四街道市	89.0	28	長生村	34.5
9	栄町	84.6	29	茂原市	34.0
10	松戸市	84.3	29	香取市	29.9
11	白井市	83.3	31	八街市	28.1
12	流山市	83.0	32	芝山町	20.2
13	我孫子市	82.8	33	富津市	16.8
14	船橋市	82.0	34	館山市	11.4
15	印西市	81.4	35	旭市	9.8
16	成田市	75.3	着手35/県内全市町村数54		
17	市川市	71.9			
18	袖ヶ浦市	66.8			
19	野田市	64.7			
20	鎌ヶ谷市	62.8	平均	千葉県	72.8
				全国	77.8

※但し、調査困難な市町村を除く

東葛飾地区別ランキング

No.	市町村名	%
1	柏市	89.6
2	松戸市	84.3
3	我孫子市	82.8
4	流山市	83.0
5	野田市	64.7
6	鎌ヶ谷市	62.8

年度別整備状況（5か年）

（平成28年4月1日現在）

項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
行政人口	人	157,363	156,725	156,124	155,610	155,134
世帯数	世帯	62,992	63,322	63,956	64,609	64,405
事業認可面積 （汚水）	ha	2,123	2,123	2,164	2,164	2,164
処理区域面積	ha	1634.08	1644.52	1677.83	1699.44	1709.33
処理区域人口	人	98,096	99,255	99,689	100,080	100,384
処理区域世帯数	世帯	33,241	33,883	34,372	34,639	34,712
水洗化人口	人	86,896	88,803	89,657	90,734	91,837
水洗化世帯数	世帯	29,564	30,602	30,824	31,403	32,015
普及率	%	62.34	63.33	63.85	64.31	64.70
水洗化率	%	88.58	89.47	89.94	90.66	91.48

処理区域別供用開始状況

平成28年4月1日現在

処理分区	全体計画面積(ha) (目標平成36年度)	事業認可面積(ha) (目標平成27年度)	供用開始面積(ha)	備 考
関宿第1処理分区	925	327	283.52	東宝珠花、次木、古布内、台町
関宿第2処理分区	151	18	2.82	木間ヶ瀬字向ノ内、字新宿
関宿第3処理分区	25	0	0.00	岡田
野田第1-1処理分区	160	43	0.00	東金野井、北部工業団地周辺
野田第1-2処理分区	183	80	45.96	川間駅北側周辺
野田第1-3処理分区	106	38	0.00	
野田第2-1処理分区	339	303	278.99	宮崎、野田、中野台、柳沢周辺
野田第2-2処理分区	463	280	254.84	川間駅南、尾崎、岩名、春日町周辺
野田第2-3処理分区	307	173	126.92	清水、谷津周辺
野田第2-4処理分区	326	120	104.79	清水、堤台、座生、桜の里周辺
野田第3処理分区	135	135	118.55	上花輪新町周辺
野田第4処理分区	327	286	218.91	中根、上花輪、山崎周辺
野田第5処理分区	290	191	145.64	みずき、山崎周辺
野田第6-1処理分区(野田幹線)	309	119	109.36	グリーンパーク周辺
野田第6-2処理分区(野田幹線)	99	51	19.03	理科大、霊波之光周辺
野田第6-3処理分区(野田幹線)	39	0	0.00	江川地区周辺
合 計	4,184	2,164	1,709.33	

・受益者負担金の負担区、単位負担金制定の推移

関宿地域

負担区	単位負担金 基礎金額	答申額 (現単位負担金額)	改定年月	改定率	備考
関宿第1 負担区	1,066円/㎡	650円/㎡	H元.3 制定	当初	負担区面積 251ha
関宿第2 負担区	2,003円/㎡	950円/㎡	H19.4 改定	46.2%	負担区面積 51ha
関宿第2負 担区(拡大)	1,994円/㎡	950円/㎡	H24.4 改定	-	負担区面積 5ha

野田地域

負担区	単位負担金 基礎金額	答申額 (現単位負担金額)	改定年月	改定率	備考
第1負担区	987円/㎡	600円/㎡	S61.12 制定	当初	負担区面積 250ha
第1負担区 (拡大)	930円/㎡	600円/㎡	S63.4 改定	-	負担区面積 140ha
第2負担区	1,341円/㎡	650円/㎡	H3.1 改定	8.3%	負担区面積 367ha
第2負担区 (拡大)	1,597円/㎡	650円/㎡	H5.6 改定	-	負担区面積 127ha
第3負担区	2,722円/㎡	700円/㎡	H11.4 改定	7.7%	負担区面積 328ha
第3負担区 (拡大)	2,127円/㎡	700円/㎡	H16.4 改定	-	負担区面積 201ha
第3負担区 (拡大)	2,016円/㎡	700円/㎡	H19.4 改定	-	負担区面積 75ha
第3負担区 (拡大)	2,121円/㎡	700円/㎡	H24.4 改定	-	負担区面積 170ha
第3負担区 (拡大)	2,245円/㎡	700円/㎡	H26.4 改定	-	負担区面積 145ha

下水道使用料の経過

1ヶ月当たりの使用料

区分	汚水排除量	昭和63年4月～ 平成20年3月	平成20年4月 ～平成21年3月	平成21年4月～ 平成22年3月	平成22年4月～
基本使用料	10 m ³ 以下	900円	900円	900円	900円
従量使用料	10 m ³ を超え20 m ³ 以下	1 m ³ につき95円	1 m ³ につき107円	1 m ³ につき113円	1 m ³ につき120円
	20 m ³ を超え30 m ³ 以下	1 m ³ につき105円	1 m ³ につき120円	1 m ³ につき128円	1 m ³ につき135円
	30 m ³ を超え50 m ³ 以下	1 m ³ につき120円	1 m ³ につき139円	1 m ³ につき149円	1 m ³ につき158円
	50 m ³ を超え10 0 m ³ 以下	1 m ³ につき140円	1 m ³ につき171円	1 m ³ につき187円	1 m ³ につき203円
	100 m ³ を超え5 00 m ³ 以下	1 m ³ につき160円	1 m ³ につき205円	1 m ³ につき228円	1 m ³ につき252円
	500 m ³ を超える もの	1 m ³ につき180円	1 m ³ につき242円	1 m ³ につき274円	1 m ³ につき307円
公衆浴場 用使用料	1 m ³ につき	30円	30円	30円	30円

備考 下水道使用料の額は、平成26年3月31日まではこの表の規定により算定した額に100分の105を平成26年4月1日からは100分の108を乗じて得た額とする。
ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

野田市公共下水道事業の財政収支状況について

1 財源の仕組み

下水道事業を執行・運営していくためには、建設費及び維持管理費が必要となります。建設費については、国庫補助金、地方債、一般市費（一般会計繰入金）、受益者負担金等により、また維持管理費については、下水道使用料及び一般市費（一般会計繰入金）により賄われています。

(1) 建設費財源

①国庫補助金

下水道の公共的役割に鑑み公共事業として、国家的見地からその整備の推進を図るため、雨水及び汚水に係る施設の基幹的部分を地方公共団体に補助しているものです。

②地方債

下水道はその事業効果が相当長期にわたる公共施設であるため、下水道の建設に当たっては、世代間の負担の公平化等の観点から、地方債の充当が行われています。

③一般市費（一般会計繰入金）

建設財源のうち国庫補助金、地方債、受益者負担金で充てられた以外の部分について、一般会計からの繰入金が充てられています。

④受益者負担金

都市計画法第75条の規定に基づき徴収するもので、都市計画事業として施工する下水道事業について、地方公共団体が条例を定めて徴収しているものです。

(2) 維持管理費財源

①下水道使用料

汚水に係わる経費（維持管理費及び資本費）については、条例で定めるところにより、公共下水道の利用者から使用料を徴収しています。

②一般市費（一般会計繰入金）

雨水に係わる経費や分流式下水道等に要する経費など公費で負担すべき部分及び使用料収入で不足する部分については、一般会計からの繰入金が充てられています。

2 平成26年度から平成30年度までの財政計画と実績の比較

(1) 財政計画 (平成26年度～平成30年度)

項 目	H26	H27	H28	H29	H30
A 使用料収入① (千円)	1,232,068	1,277,038	1,323,650	1,428,659	1,480,805
有収水量 (m ³)	8,462,007	8,770,870	9,091,006	9,685,827	10,039,359
B 下水道管理費② (千円)	2,017,318	2,062,187	2,096,532	2,169,185	2,187,791
うち維持管理費③ (千円)	775,761	812,582	851,344	888,553	925,919
うち資本費④ (千円)	1,241,557	1,249,605	1,245,188	1,280,632	1,261,872
C 資本費算入率 (①-③)/④ (%)	36.75	37.17	37.93	42.17	43.97
D 一般会計繰入金 ②-① (千円)	785,250	785,149	772,882	740,526	706,986

※一般会計繰入金は汚水処理に係わる経費の不足分の数字であり、決算上の繰入金額とは異なる。

(2) H26年度からH28年度の財政状況の実績値 (H28年度は決算見込額)

項 目	H26	H27	H28
A 使用料収入① (千円)	1,197,230	1,248,852	1,257,678
有収水量 (m ³)	8,051,238	8,320,654	8,409,590
B 下水道管理費② (千円)	1,936,646	2,008,096	2,029,786
うち維持管理費③ (千円)	753,271	822,245	839,564
うち資本費④ (千円)	1,183,375	1,185,851	1,190,222
C 資本費算入率 (①-③)/④ (%)	37.52	35.97	35.13
D 一般会計繰入金 ②-① (千円)	739,416	759,244	772,108

※資本費の算出はH19年度からの方式により求めているため決算統計とは異なる。

(3) H26年度からH28年度の財政状況の分析

A 使用料収入及び有収水量について

財政計画と比較して、平成26、27年度の使用料収入及び有収水量実績は計画値を達成できませんでした。要因として、平成24年度の白鷺梅郷団地接続による伸びを除き、平成22年度末に起きた東日本大震災後、平成26年度まで有収水量が1%

前後の伸び率に留まり、その後、平成27年度には東日本大震災前と同様の3%台の伸び率まで回復しましたが、平成28年度は年度途中でホテルと温泉施設の閉鎖があり有収水量が大きく落ち込むことから、実績見込みにおいて1%台の伸び率になると予想されます。

B 下水道管理費（維持管理費及び資本費）について

財政計画と比較して、下水道管理費は平成26～28年度では、流域下水道維持管理負担金等で年々増加傾向ではあるが、施設維持管理費について極力支出を抑える努力により計画費用と比べ少ない実績値となりました。

今後の維持管理費については、新規接続など汚水流入量の増加に伴う流域下水道維持管理負担金の増加、既設管等の老朽化に伴う管渠調査や補修等の費用で増加傾向となりますが、管理費を抑える工夫を図っていきます。

資本費では、現在の下水道普及率が約64.70%（平成28年4月）とかなり普及してきていますが、まだ市街化区域全域の整備も終了していないなど、さらに整備を進める必要があることから、今後も起債等の財源確保により事業を推進して行く予定です。この様な起債償還は今後も継続しますが、以前より起債借入れの枠を設定して事業を進めてきたことから、各年度とも若干の差はあるものの概ね均一的な償還となりました。

C 資本費算入率について

平成19年度に激変緩和策による使用料の段階的な値上げをしたことにより、資本費算入率は順調に上昇してきましたが、平成27年度実績資本費算入率は35.97%で、財政計画における目標37.17%には届きませんでした。財政計画と比較して、有収水量、使用料実績値が下回ったことで資本費算入率も下振れ傾向となりました。また、平成28年度から平成29年度にかけてホテルと温泉施設の閉鎖の影響で一時的に落ち込むと予想されますが、それ以降は下水道事業の進捗に伴い一般家庭、野田工業団地や中里工業団地の下水道新規接続による使用料収入の増加が見込まれることから資本費算入率も上昇傾向になると考えます。

D 一般会計繰入金について

一般会計繰入金については、各年度の維持管理費に対して、使用料収入で賄えない部分を繰入金として算出しています。汚水処理に係わる経費の不足分として充当してきた一般会計からの繰入金について、東日本震災と断水による赤水の減免の影響が出た平成23、24年度を除き、平成25年度までは、年々繰入金額を減らしていくことができましたが、平成26年度から平成28年度は、使用料の伸び悩み、大口企業の使用料減収、流域下水道維持管理負担金の増加により一般会計への負担は微増しています。なお、雨水に係わる経費等も含まれて計上されている決算書等の一般会計繰入金額とは異なります。

3 平成29年度から平成33年度までの次期財政計画

下水道事業の財政計画については、5年間の財政計画を策定し、3年毎に見直しを行うこととしており、今回、平成29年度から平成31年度の計画を見直し、平成33年度までの次期財政計画を策定しました。

策定にあたっては、現計画期間の考え方を踏襲し、実績を十分に踏まえ、野田市の将来人口も考慮しながら策定を行いました。

(1) 次期財政計画（平成29年度～平成33年度）

項目	H29	H30	H31	H32	H33	合計
㊤使用料収入①(千円)	1,279,598	1,312,850	1,337,794	1,421,293	1,448,298	6,799,833
有収水量 (m ³)	8,617,868	8,781,607	8,948,457	9,381,477	9,559,725	45,289,134
㊦下水道管理費② (千円)	2,047,373	2,064,353	1,949,943	1,957,450	1,998,110	10,017,229
うち維持管理費③(千円)	868,471	907,195	939,477	982,844	1,028,932	4,726,919
うち資本費④(千円)	1,178,902	1,157,158	1,010,466	974,606	969,178	5,290,310
㊧資本費算入率 (①-③)/④ (%)	34.87	35.06	39.42	44.99	43.27	
㊨一般会計繰入金 ②-①(千円)	767,775	751,503	612,149	536,157	549,812	3,217,396

㊤使用料収入及び有収水量について

野田市においては、平成25年度から人口が減少に転じていますが、過去数年の傾向から推計すると市街化区域の人口は年々増加しており、この傾向は今後5年間も継続すると考えられます。このため有収水量については、下水道管渠の敷設を推進すれば企業、各家庭の新規接続が今後も堅調に伸びることが予想されることから、これまでの実績トレンドを今回の計画に採用しました。また、平成32年度は中里工業団地(27社予定)がコンプラ処理から公共下水道への切り替による接続を予定しているため、有収水量が伸びております。

使用料収入は、実績トレンドに基づく有収水量に使用料単価を掛けて算出しました。平成27年度の実績使用料単価は150円であり、平成28年度決算見込み使用料単価149.5円、平成29年度予算は大口企業の撤退の影響で一時的に148.5円と予測しています。平成30年度以降は野田工業団地等の新規接続による伸びを見込み149.5円で算出し、平成32年度の中里工業団地接続後は使用料単価151.5円を見込み算出しています。

② 下水道管理費（維持管理費及び資本費）について

維持管理費については、引き続き下水道施設区域の拡大や既設管等の老朽化、不明水流入に伴う補修や調査等の費用増加、新規接続による流域下水道維持管理負担金の増加が生じるので、支出の抑制に努めていく必要があります。

資本費では、平成28年度以後、28年度と同額の借入を想定しました。過去の工事費として借入した市債の償還ピークを平成27～28年度に迎え、以後、33年度までは償還額が減少する結果となりました。平成28年4月現在、下水道普及率が64.70%であり、まだ、市街化区域全域の整備も終了していないことから、引き続き起債等の財源確保により事業を着実に推進していく予定です。

③ 資本費算入率について

次期財政計画では、平成28年度途中で撤退した大口企業の使用料減収の影響は平成29年度で解消し、これまでの下水道敷設による使用料増収見込みに加え、中里工業団地やその他の地域での順次接続により使用料収入が増加することが見込まれ、また、資本費も28年度以後33年度まで減少することから、資本費算入率は、平成29年度には前年水準を下回るものの、その後順調に上昇傾向に転じ、平成32年度以後は40%を超える見込みです。

④ 一般会計繰入金について

次期財政計画では、収入においては引き続き使用料収入の増収が見込まれ、支出では計画的な起債償還と維持管理費の抑制に努め、市からの繰入金の減少を図ります。

4 次期使用料算定期間の下水道使用料について

現在の使用料算定期間は、平成26年度から平成28年度までの3ヵ年となっていることから、次期使用料算定期間である平成29年度から平成31年度の下水道使用料を検討します。

検討に際し、まず、野田市の人口は平成25年度から0.3%程減少傾向にあります。市内の人口動態は宅地開発などで市街化調整区域から市街化区域へ移動しているため、下水道処理区域内人口は増加しています。この傾向は短期的には変わらないと思われます。

次に前財政計画を振り返ると、財政計画期間（平成26年度から平成30年度まで）では、使用料実績やコミプラ団地の下水道接続による使用料の増収で、平成28年度資

本費算入率においては約38%を見込み、また、一般会計繰入金についても引き続き良好な傾向に進むものと推測していましたが、実績値では、大口企業の撤退などの理由による使用料伸び率の低下、併せて資本費の償還ピークを迎えたことなどの理由により、平成28年度資本費算入率は35%程度と見込んでいます。

しかしながら、次期財政計画期間（平成29年度から平成33年度まで）では、着実な下水道事業の進捗と野田工業団地及び中里工業団地企業の下水道接続による堅調な使用料増収を見込めること、資本費の償還ピークを過ぎた平成29年度以降は資本費が減少することから、確実に資本費算入率において上昇が見込める状況にあります。平成32年度には上記理由により資本費算入率は、40%を超える見通しです。今後の使用料収入及び一般会計繰入金についても、引き続き良好な傾向に進むものと推測しています。

この様なことから、下水道使用料については「汚水私費」の原則において、引き続き適正な使用料について検討をしていく必要がありますが、次の平成29年度から平成31年度までの3年間については、先の検討結果から、現行の下水道使用料金を据え置いて事業を進めていくこととしました。

※資本費算入率について

決算統計書では資本費算入率の算定が幾多と見直しされており、現在では分流式下水道に係わる経費は公費負担として、資本費算入要素から外す考えとなっている。これは、分流式下水道は汚水と雨水を合わせて処理する合流式下水道に比べ、河川や海といった公共水域の水質保全や公衆衛生の向上の意味で、より公共に資する利益が多いといわれており、その反面、分流式下水道の整備には合流式と比べ多額の費用が必要となる。この分流式下水道の公的側面に着目し、使用料で賄えない一定部分については、公費からの負担、つまり一般会計からの繰入が認められるようになった結果、資本費の一定部分が公費負担分として分類され、その分汚水処理に係る資本費が減少することで、資本費算入率が上昇することになる。

しかしながら、「汚水私費」の原則や使用料で賄えない部分を一般会計から、更にルール内として公費枠を拡大していく考え方には異論も出ており、国でも使用料等に係わる審議においては、分流式下水道に係る経費について、公費負担を考慮しない資本費算入率で検討するほうが良いとの見解もある。

このことから、今後も資本費算入率については、現計画と同様に分流式下水道に係る経費について公費負担を考慮しない算式で表示して比較することとした。

野田市公共下水道事業地方公営企業法適用について

◎ 概 要

野田市の公共下水道事業は、昭和48年に流域関連公共下水道事業として実施したことに始まり、毎年整備を進めてきました。現在、野田市の下水道普及率は64.7%（平成28年4月1日）で、全国、千葉県の普及率を下回る状況であることから、今後も一層の整備推進が必要です。

下水道会計は独立採算を基本とする特別会計で処理しており、不足分については、一般会計からの繰出し金で賄っています。そのため、健全な経営を確保し将来に向けた資本的な経営を実施して行く必要があります。

◎ 国の要請

下水道事業の経営状態を明確にし、持続的な事業運営を実現するために、発生主義・複式簿記を採用する地方公営企業法が適用される会計へ移行する必要があります。また、総務省からも3万人以上の市については**平成31年度末までに地方公営企業法の財務規定を適用することを要請**されており、平成32年度以降については法整備（義務化）も視野にいれた改正を行うとの事です。

1 企業会計方式の導入

本市の下水道事業の課題を踏まえると、老朽化した下水道施設の改築・更新の為の資産管理や経営状況・財政状況を把握する必要があります。

現在、下水道特別会計では単年度の入金（歳入）及び支出（歳出）に基づき処理されています。

企業会計方式では、経営状況を把握できる損益計算書や公共下水道事業の財政状況を把握できる貸借対照表が作成され、これらを分析することで企業活動の全体像を把握し、今後の公共下水道事業の進むべき方向性についてより判り易く見える化し、市民に説明する事が出来ます。

2 法適用の範囲

地方公営企業法第2条3項により「条例で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部または一部を適用することができる」と規定され、市が任意で全部または一部（財務規定等）を適用することができることとなっています。

今後、水道部や関係各課と協議及び調整を図りながら適用移行の検討をしていきます。

3 移行スケジュール

現在、総務省からも3万人以上の市については平成32年度までに地方公営企業法の財務規定を適用することを要請されており、概ね2～3年の移行期間を要するとの見解が出ています。また、移行済みの他市においても「2～4年程度を要した」との調査結果となっております。このことから野田市も平成29年度から検討し、早期に結論を出そうと考えています。

下水道事業への地方公営企業法の適用状況について(千葉県下水道課計画班調べ)

調査時点: 平成28年4月1日

調査対象: 県内下水道事業実施市町村

	法適化着手状況				法適化時期 (予定)	準備期間	適用範囲							備考
	① 法適化 着手済	② 内 部 検討中	③ 未着手 情報収集	④ 未着手			全部適用			一部適用			適用範囲 未 定	
							単独組織(管理者)			他組織 と統合	事務委任 なし	事務委任		
千葉県	○				平成32年度	H28 ~ H31								
1 201	千葉市				平成4年度								○	一部適用済
3 203	市川市	○			平成30年度	H26 ~ H29							○	H26:基本計画策定、H27~H29:債務負担行為
4 204	船橋市	○			平成30年度	H26 ~ H29							○	
7 207	松戸市	○			平成30年度	H27 ~ H29					○			H25:基本計画(案)策定、H27~H29:継続費
8 208	野田市		○		平成32年度	H28 ~ H31							○	
11 212	佐倉市				平成26年度				○					全部適用済
15 217	柏市				平成26年度					○				一部適用済
17 220	流山市				平成27年度				○					全部適用済
18 221	八千代市				平成20年度				○					全部適用済
19 222	我孫子市		○			H27 ~							○	H28基本計画策定
20 224	鎌ヶ谷市	○			平成32年度	H27 ~ H31							○	H27 基礎調査、H28,29固定資産調査
21 227	浦安市	○			平成32年度	H28 ~ H31						○		H26基本計画策定
	計(県除く)	5	2						3	2	4		3	

は、終末処理場有り。

公営企業会計の適用の推進について(要請) (平成27年1月27日付 総務大臣通知)

○計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をより的確に行うため、公営企業会計の適用に取り組むことを要請。

- 平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とする。
- 下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け。

都道府県及び人口3万人以上の市区町村等については公共下水道、流域下水道、簡易水道事業の移行が必要。人口3万人未満の市町村についてもできる限り移行が必要。

公営企業会計の適用関係(地方公営企業法)

水道事業
工業用水道事業
軌道事業
自動車運送事業
鉄道事業
電気事業
ガス事業

① 地方公営企業法全部適用

財務(公営企業会計)、組織、職員の身分取扱い等、法の規定のすべてが当然に適用される

病院事業

② 地方公営企業法一部適用

財務(公営企業会計)規定のみ適用される(各団体の判断ですべて適用することも可能)

簡易水道事業
下水道事業

③ 地方公営企業法任意適用

各団体の判断で、法の全部(①)か一部(②)を条例で適用することが可能

船舶事業
港湾整備事業
市場事業
と畜場事業
観光事業
宅地造成事業 等

公営企業会計の特徴と適用の主なメリット

経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上

発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表(貸借対照表(BS)、損益計算書(PL)、固定資産台帳等)を作成することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能。

- ・より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等が可能。
- ・経営に要する経費の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能。
- ・経営の透明性が向上し、他団体との比較可能性も確保され、議会・住民のガバナンスが向上。

弾力的な経営を行うことが可能

予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能となり、経営の自由度が向上。

- ・住民ニーズへの迅速な対応が可能となり、経営の効率化、住民サービスの向上等につながる。

野田市の現状と課題

野田市の下水道施設は昭和50年代より整備が進められており、平成28年4月1日現在で普及率64.70%の進捗であるが、これは全国、千葉県と比べて下回っている状況であります。これは野田市が流域関連公共下水道として整備を進めていく中で、流域8市の最上流部に位置しているという地形上の制約から、他市と比較して整備のスタートが遅れざるを得なかった経過があります。

このため、古い施設であっても築造からおおむね40年程度の経過であり、これは一般的に管渠の更新時期と言われる50年にはまだ余裕がある状態です。

このため、野田市においては国からの公営企業会計移行要請は認識しつつも、整備が未熟(整備途上)であり、維持管理へのシフトが時期尚早との考えもあることから、移行には躊躇していた状況であります。

近隣市の移行状況ですが、完了2市(柏市・流山市)、着手及び準備中6市(松戸市・船橋市・市川市・我孫子市・鎌ヶ谷市・野田市)となっております。

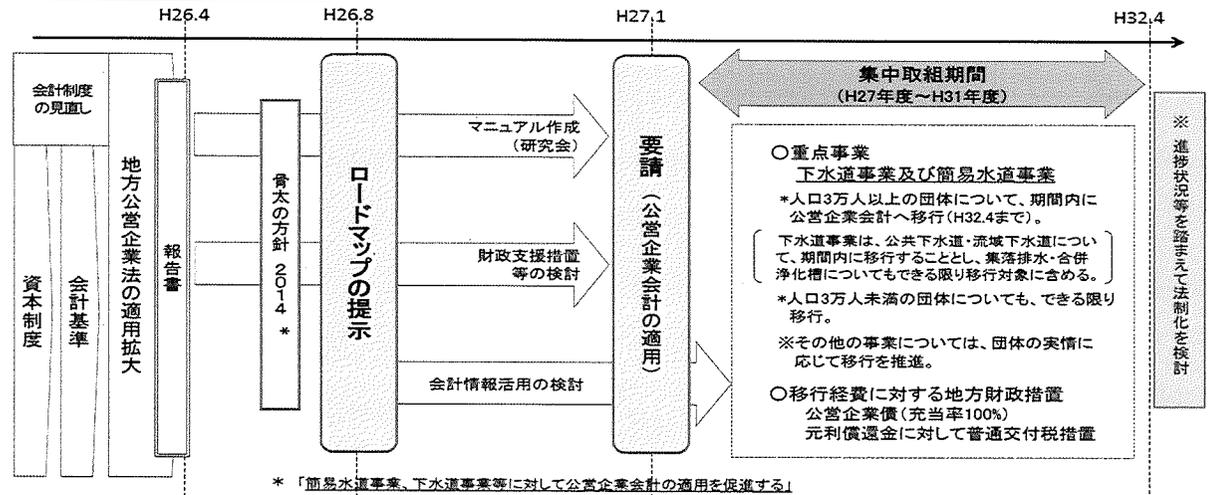
国の示すロードマップによりますと、平成27年度から平成31年度までを「集中取組期間」としております。

○集中取組期間内においては、移行経費に対して地方財政措置が受けられます。

○集中取組期間を過ぎますと、法をもって強制的移行を迫ってくる恐れがあります。また国からの締め付けとして、補助金の絞り込みなどが懸念されます。

公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ(平成26年8月発出)

○公営企業会計の適用拡大



○地方公営企業会計の整備促進



その他

野田市公共下水道事業の進捗について

野田市の公共下水道整備に関しましては、建設コストの観点から有意な手法として、国庫補助事業を導入して管渠等の整備を実施しております。

野田市においては国庫補助金を受けるべく、社会資本総合整備計画（計画期間はおおむね3～5年間）を策定し、事業の進捗を図ってまいりました。

なお、整備計画は計画目標として定量化した評価指標を設定し、計画の終了時には目標の実現状況について評価を行うこととなっております。

野田市においては平成23年度に当該計画を策定し、平成27年度をもって5カ年の計画期間が満了となりました。

計画策定時の成果目標ですが、下水道処理人口普及率を定量化の評価指標として設定し、平成23年度の普及率を57.9%から計画期間満了時の平成27年度には、66.6%に向上させることを最終目標値に定めたところです。

計画期間満了時の平成27年度の最終実績値としましては、64.7%と最終目標値には達しませんでした。これは国の交付金額が不足したことにより整備が遅れたものです。

しかしながら、水環境や生活環境の改善に一定の効果が期待できると言え、次期整備計画においても普及促進に努めて行きたいと考えております。

事後評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正さが求められていることから、野田市公共下水道運営審議会へ報告した上でHP等による公表を行います。

国庫補助事業の計画額及び実績額

(単位：百万円)

			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	計
事業費	計 画 額	基 幹(A)	559.0	400.0	400.0	400.0	400.0	2,159.0
		効果促進(B)	43.2	50.2	39.2	39.2	39.2	211.0
		計 (D=A+B)	602.2	450.2	439.2	439.2	439.2	2,370.0
	実 績 額	基 幹(A')	598.0	331.0	316.0	235.0	160.0	1,640.0
		効果促進(B')	32.2	37.8	42.6	26.4	0	139.0
		計 (D'=A'+B')	630.2	368.8	358.6	261.4	160.0	1,779.0
達成率 (D' / D)		104.6%	81.9%	81.6%	59.5%	36.4%	75.0%	
定 量 的 指 標	普 及 率	計 画 値	57.9%	—	(7.0%) 64.9%	—	(8.7%) 66.6%	上段()書： 普及率増嵩値 達成率は増嵩 値の比率
		実 績 値	57.9%	—	(6.0%) 63.9%	—	(6.8%) 64.7%	
	達 成 率	—	—	(85.7%)	—	(78.2%)		

社会資本総合整備計画 事後評価書

平成 28 年 月 日

計画の名称	1 野田市における公共下水道の推進		
計画の期間	平成23年度 ~ 平成27年度 (5年間)	交付対象	野田市
計画の目標	公共下水道整備を行い、安全・安心、快適な暮らしを実現し、水環境や生活環境を改善する。		

計画の成果目標 (定量的指標)

①下水道処理人口普及率を 57.9% (H23) から 66.6% (H27) に増加させる。

定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値			備考
	当初現況値 (H23当初)	中間目標値 (H25末)	最終目標値 (H27末)	
① 下水道処理人口普及率 下水道を利用できる人口 (人) / 総人口 (人)	57.9%	64.9%	66.6%	

全体事業費 (計画)	合計 (A+B+C)	2,370百万円	A	2,159百万円	B	0百万円	C	211百万円	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C)	8.9%
全体事業費 (実績)	合計 (A+B+C)	1,779百万円	A	1,640百万円	B	0百万円	C	139百万円	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C)	7.8%

事後評価

○事後評価の実施体制、実施時期	
事後評価の実施体制	事後評価の実施時期
野田市公共下水道運営審議会にて事業実施状況・指標の達成状況の確認および評価を行う。	平成28年12月 公表の方法 事後評価後、野田市ホームページにて公表する。

1. 交付対象事業の進捗状況

交付対象事業													全体事業費 (百万円)	備考			
A1 下水道事業																	
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	事業及び 施設種別	省略 工種	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)						
											H23	H24	H25	H26	H27		
江戸川左岸処理区																	
A1-1-1	下水道	一般	野田市	直接	-	污水	新設	五駄沼1号幹線整備 (普及促進)	L=0.8km φ200~350mm L=0.01km φ300mm	野田市						48	計画
A1-1-2	下水道	一般	野田市	直接	-	污水	新設	梅郷1号幹線整備 (普及促進)	MP2箇所 MP2箇所	野田市						28	計画
A1-1-3	下水道	一般	野田市	直接	-	污水	新設	梅郷2号幹線整備 (普及促進)	MP2箇所 MP4箇所	野田市						41	計画
A1-1-4	下水道	一般	野田市	直接	-	污水	新設	三ヶ尾幹線整備 (普及促進)	L=0.2km φ450mm、MP1箇所 L=0.2km φ450mm、MP4箇所	野田市						92	計画
A1-1-5	下水道	一般	野田市	直接	-	污水	新設	三ヶ尾2号幹線整備 (普及促進)	L=0.6km φ300mm L=0.7km φ300mm	野田市						117	計画
A1-1-6	下水道	一般	野田市	直接	-	污水	新設	関宿第1処理分区枝線整備 (普及促進)	L=0.2km φ200mm L=0.2km φ200mm	野田市						10	計画
A1-1-7	下水道	一般	野田市	直接	-	污水	新設	野田第1-2処理分区枝線整備 (普及促進)	L=1.1km φ200mm L=0.9km φ200mm	野田市						12	実績
A1-1-8	下水道	一般	野田市	直接	-	污水	新設	野田第2-2処理分区枝線整備 (普及促進)	L=0.8km φ200mm L=1.1km φ200mm	野田市						103	計画
A1-1-9	下水道	一般	野田市	直接	-	污水	新設	野田第2-3処理分区枝線整備 (普及促進)	L=2.4km φ200mm L=1.8km φ200mm	野田市						81	実績
A1-1-10	下水道	一般	野田市	直接	-	污水	新設	野田第2-4処理分区枝線整備 (普及促進)	L=0.7km φ200mm	野田市						107	計画
A1-1-11	下水道	一般	野田市	直接	-	污水	新設	野田第2-1処理分区枝線整備 (普及促進)	L=2.4km φ200mm L=0.7km φ200mm	野田市						138	実績
A1-1-12	下水道	一般	野田市	直接	-	污水	新設	野田第4処理分区枝線整備 (普及促進)	L=1.1km φ200mm L=2.2km φ200mm	野田市						275	計画
A1-1-13	下水道	一般	野田市	直接	-	污水	新設	野田第5処理分区枝線整備 (普及促進)	L=4.8km φ200mm L=1.7km φ200mm	野田市						193	実績
A1-1-14	下水道	一般	野田市	直接	-	污水	新設	野田第6-2処理分区枝線整備 (普及促進)	L=0.5km φ200~300mm L=0.8km φ200~300mm	野田市						69	計画
中野台排水区																	
A1-2-1	下水道	一般	野田市	直接	-	ポンプ場	改築	浅間下排水ポンプ場改築工事 (長寿命化)	ポンプ棟土木工事 ポンプ棟土木工事	野田市						184	計画
											合計 (計画)	2,159					
											合計 (実績)	1,640					

B 関連社会資本整備事業																
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	省略工種	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	市町村名 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	備考
										H23	H24	H25	H26	H27		
										合計						
番号	一体的に実施することにより期待される効果												備考			
C 効果促進事業																
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	省略工種	要素となる事業名	事業内容	市町村名 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	備考
										H23	H24	H25	H26	H27		
江戸川左岸処理区																
C1-1-1	下水道	一般	野田市	直接	-	汚水	新設	野田第1-2処理分区枝線整備	野田市	L=0.2km φ200mm					21	計画
										L=0.2km φ200mm						15
C1-1-2	下水道	一般	野田市	直接	-	汚水	新設	野田第2-2処理分区枝線整備	野田市	L=0.1km φ200mm					17	計画
										L=0.1km φ200mm						14
C1-1-3	下水道	一般	野田市	直接	-	汚水	新設	野田第2-3処理分区枝線整備	野田市	L=0.3km φ200mm					38	計画
										L=0.3km φ200mm						20
C1-1-4	下水道	一般	野田市	直接	-	汚水	新設	野田第2-4処理分区枝線整備	野田市	L=0.1km φ200mm					18	計画
																0
C1-1-5	下水道	一般	野田市	直接	-	汚水	新設	野田第2-1処理分区枝線整備	野田市	L=0.2km φ200mm					26	計画
										L=0.3km φ200mm						24
C1-1-6	下水道	一般	野田市	直接	-	汚水	新設	野田第4処理分区枝線整備	野田市	L=0.1km φ200mm					10	計画
										L=0.5km φ200mm						33
C1-1-7	下水道	一般	野田市	直接	-	汚水	新設	野田第5処理分区枝線整備	野田市	L=0.8km φ200mm					80	計画
										L=0.4km φ200mm						32
C1-1-8	下水道	一般	野田市	直接	-	汚水	新設	下水道普及促進関連事業	野田市	普及啓発パンフレット作成・普及啓発下水道フェスティバル用備品購入					1	計画
										普及啓発パンフレット作成・普及啓発下水道フェスティバル用備品購入						1
										合計(計画)					211	
										合計(実績)					139	
番号	一体的に実施することにより期待される効果												備考			
C1-1-1	基幹事業と接続する枝線整備を一体的に行うことにより、普及率の向上に資する。															
C1-1-2	基幹事業と接続する枝線整備を一体的に行うことにより、普及率の向上に資する。															
C1-1-3	基幹事業と接続する枝線整備を一体的に行うことにより、普及率の向上に資する。															
C1-1-4	基幹事業と接続する枝線整備を一体的に行うことにより、普及率の向上に資する。															
C1-1-5	基幹事業と接続する枝線整備を一体的に行うことにより、普及率の向上に資する。															
C1-1-6	基幹事業と接続する枝線整備を一体的に行うことにより、普及率の向上に資する。															
C1-1-7	基幹事業と接続する枝線整備を一体的に行うことにより、普及率の向上に資する。															
C1-1-8	下水道の役割や事業の必要性を啓発することで住民理解を深め、下水道の普及促進に資する。															
※交付対象事業については、できるだけ個別路線ごとに記載すること。																
2. 事業効果の発現状況、目標値の達成状況																
I 定量的指標に関連する 交付対象事業の効果の発現状況				・公共下水道整備により下水道処理人口普及率を57.9%から64.7%へと増加が図れた結果、水環境や生活環境の改善に一定の効果が得られた。												
II 定量的指標の達成状況				指標①(下水道 処理人口普及 率)	最終目標値	66.6%	目標値と実績値 に差が出た要因	・事業費が不足したことにより整備の遅れが生じたため。								
					最終実績値	64.7%										
III 定量的指標以外の交付対象事業の効果の発現状況 (必要に応じて記述)				・公共下水道整備を行うことにより、安全・安心、快適な暮らしを実現し、水環境や生活環境の改善に一定の効果を期待できる。												
3. 特記事項(今後の方針等)																
・下水道処理人口普及率の増加を図るため、次期整備計画において野田第4処理分区及び野田第5処理分区の普及促進に努める。																

図 面 一 覧

No.1 野田市公共下水道計画図（関宿地域）

No.2 野田市公共下水道計画図（野田地域）

No. 1

野田市公共下水道計画図（関宿地域）

埼玉県

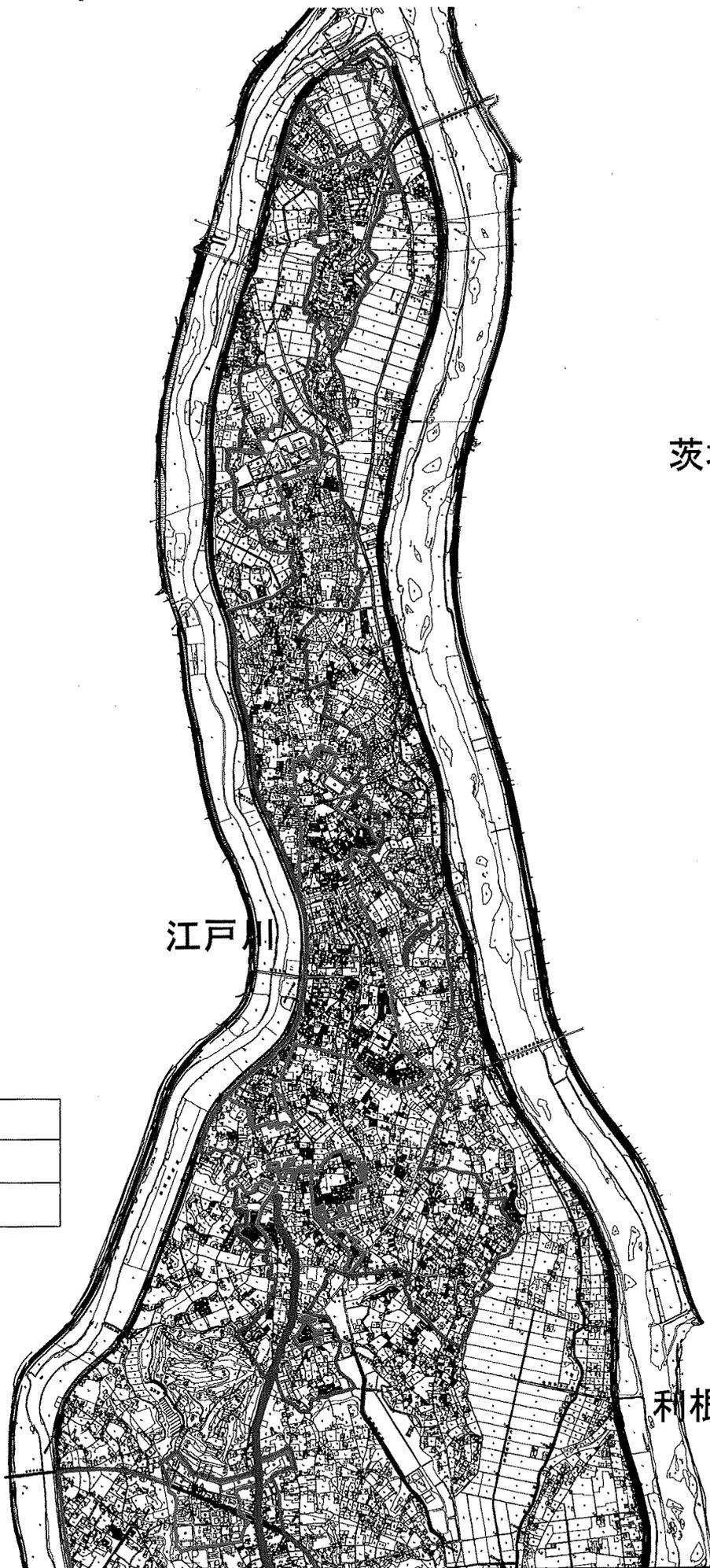
茨城県

江戸川

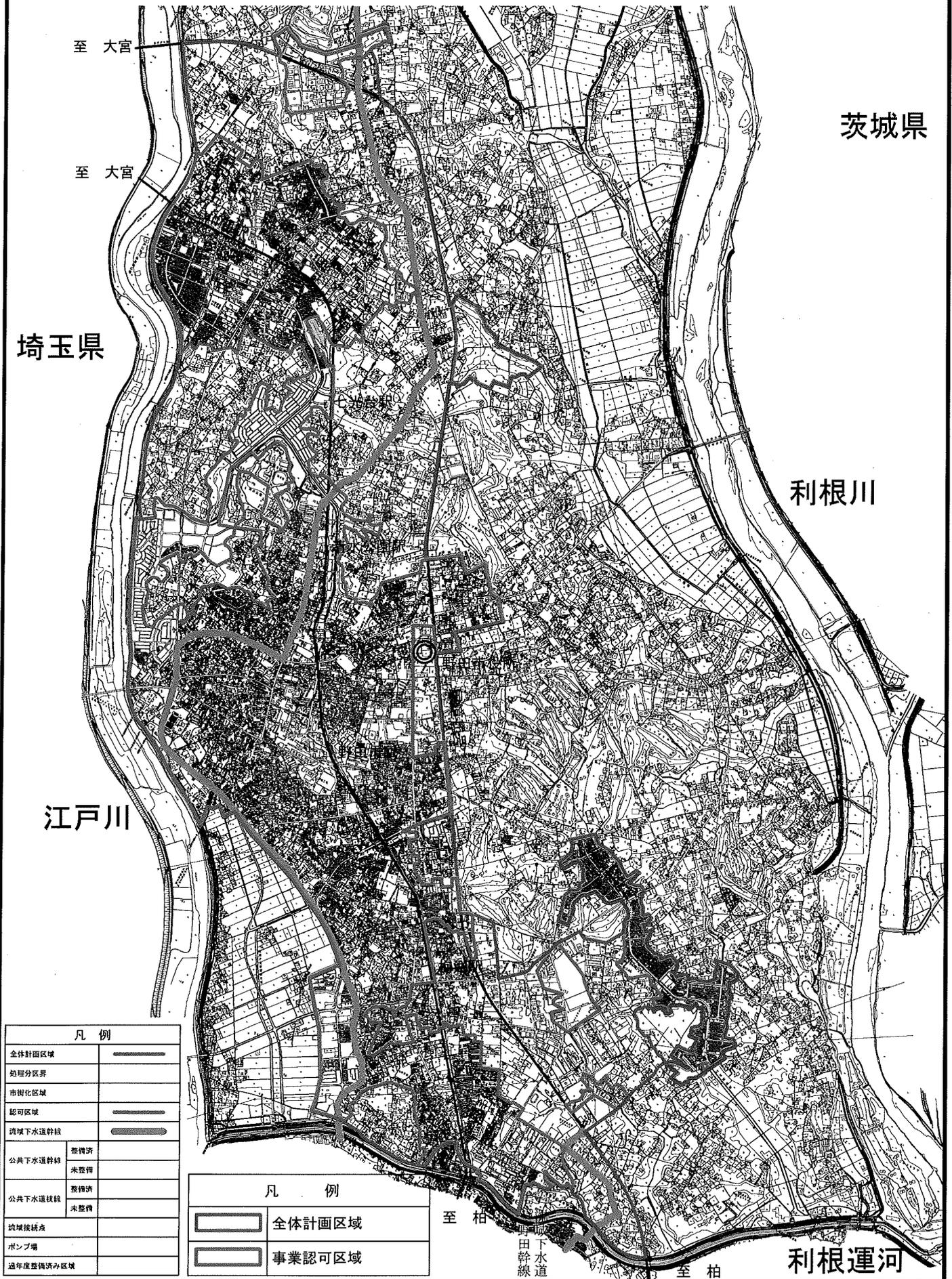
利根川

凡 例	
	全体計画区域
	事業認可区域

凡 例	
全体計画区域	
処理分区分界	
市街化区域	
認可区域	
流域下水道幹線	
公共下水道幹線	整備済
	未整備
公共下水道枝線	整備済
	未整備
流域接続点	
ポンプ場	
過年度整備済み区域	



野田市公共下水道計画図（野田地域）



凡例	
全体計画区域	——
処理分区分界	
市街化区域	
認可区域	——
流域下水道幹線	——
公共下水道幹線	整備済
	未整備
公共下水道枝線	整備済
	未整備
流域接続点	
ポンプ場	
過年度整備済み区域	

凡例	
	全体計画区域
	事業認可区域

至 柏

田 下
干 水
線 道

至 柏

利根運河